

平成 24 年 3 月 30 日

事業者の皆様へ

ハウスプラス住宅保証株式会社

既着工新築住宅のハウスプラスすまい保険 に関するお申込手続きの変更について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度弊社は、掲題保険商品に関し国土交通省の指導により、所定の検査を実施できない段階まで工事が進行した住宅（以下、「既着工新築住宅」といいます。）の瑕疵保険のお申込について、下記の通り運用を変更いたしますので、ご確認の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 申込期限の延長

既着工新築住宅に関する瑕疵保険は、平成 24 年 3 月 31 日までの弊社受取分までを引受け対象とさせていただいておりましたが、申請期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長しました。

2. 既着工住宅の補助シートの様式

下記内容を当社から国土交通省に報告するため、「既着工新築住宅の補助シート」の内容を一部変更し、「これまでの既着工住宅瑕疵保険に関する利用実績」に関して、下記内容も必ずご記入いただくようお願いいたします。

- ・申込日
- ・住宅種別（共同住宅または戸建住宅）
- ・戸数（共同住宅の場合）
- ・引受保険法人名

なお、改定後の既着工新築住宅の補助シートは、至急取次店・届出事業者様専用ページに掲載いたしますので、4月1日以降弊社受取となる申込の際には、十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

以上

扱い：営業企画部 三上、佐藤
業務管理部 渡邊、旭
問い合わせ先：03 5962 3815